



Contents

- 新年のご挨拶
- 2022年の活動報告
- 公共図書館が健康情報を地域社会に提供すること
- 電子リソースを利用者・図書館が選択できる環境 (Library Compass 第7回)



TOPICS



『學士會会報』第九五八号(令和五年一月一日発行)に所長 永田が「変わりゆく公共図書館」を寄稿しました。昨年夏に訪問した、オースロ市立中央図書館について触れています。

未来の図書館 研究所

所長 永田 治樹

二〇二三年一月

皆様のご健勝とご発展をお祈り申し上げます。

お願い申し上げます。

本年も、より一層のご支援とご協力を賜りますように、

お願ひ申し上げます。

また、図書館が人々の信頼を確保してきたのは、提供する情報が真正性に基づくものだったからです。この点を踏まえ、デジタルの情報を含め、引き続き人々に信頼される資料提供・情報案内をしていかねばなりません。

昨年、当所のオープン・レクチャーでは、クラウドソーシング、ネット時代の著作権法、電子リソースのリモート利用といった新しい話題を取り上げました。皆様とともに、これからの図書館のあり方を追究し、皆様への貢献ができるようにスタッフ一同精励する所存です。

また、図書館が人々の信頼を確保してきたのは、提供する情報が真正性に基づくものだったからです。この点を踏まえ、デジタルの情報を含め、引き続き人々に信頼される資料提供・情報案内をしていかねばなりません。

昨年、当所のオープン・レクチャーでは、クラウドソーシング、ネット時代の著作権法、電子リソースのリモート利用といった新しい話題を取り上げました。皆様とともに、これからの図書館のあり方を追究し、皆様への貢献ができるようにスタッフ一同精励する所存です。

また、図書館が人々の信頼を確保してきたのは、提供する情報が真正性に基づくものだったからです。この点を踏まえ、デジタルの情報を含め、引き続き人々に信頼される資料提供・情報案内をしていかねばなりません。

新年のご挨拶

新春の御祝詞を申し上げます。

旧年中は皆様にご支援をいただき、本当にありがとうございます。図書館は、これまで図書・雑誌という印刷物を収集し提供してきました。しかし、今では新たな知識・情報がデジタルな領域に溢れ出ており、多くの人々はパソコンやスマホで読書や調べものをするようになっていきました。図書館のサービスもこうした変化をとらえ人々の意向に添ったものする必要があります。アメリカの公共図書館統計では、すでにその利用サービスの半分近くがデジタルの領域です。



2022年の活動報告

- 2月 令和3年度徳島県図書館職員研修会で所長 永田が講師をしました
▶当日のスライドを公開しています https://www.miraitosyokan.jp/future_lib/lecture/lecture20220217.pdf
- 3月 第6回シンポジウム「図書館とポスト真実」の記録を公開しました
 Library Compass 第3回「情報の砂漠」と図書館の役割」を公開しました
- 4月 Library Compass 第4回「図書館の連携」を公開しました
 オープン・レクチャー「クラウドソーシングが不可能を可能にする」を開催しました
▶講演の記録を公開しています https://www.miraitosyokan.jp/future_lib/lecture/202204/lecture20220418.pdf
- 5月 書籍『図書館とポスト真実(未来の図書館 研究所 調査・研究レポート 2021)』を発行しました
▶樹村房(発売) https://www.jusonbo.co.jp/books/276_index_detail.php
- 6月 2021年度に当研究所が受託した調査結果をもとに、国立国会図書館『デジタル資料の長期保存に関する国内機関実態調査報告書』が公開されました
- 7月 Library Compass 第5回「図書館探訪:「学校7」という名の公共図書館」を公開しました
- 8月 オープン・レクチャー「著作権法改正-デジタル社会の図書館を考える」を開催しました
- 9月 「都政新報」に所長 永田が記事「アクセスしやすい都の公共図書館」を寄稿しました
 Library Compass 第6回「ユネスコ公共図書館宣言 2022(仮訳)および解説」を公開しました
- 10・11月 第6回ワークショップ「図書館員の未来準備」を開催しました
- 11月 第7回シンポジウム「図書館とコミュニティアセット」を開催しました
▶アーカイブ配信実施中です(2023年1月末まで) <https://youtu.be/KBF6ugzzUIU>
- 12月 EBSCOとの共催で、オープン・レクチャー「電子リソースの活用とリモートサービス」を開催しました
▶アーカイブ配信実施中です(2023年3月末まで) https://youtu.be/snINLMvY_Hw

公共図書館が健康情報を地域社会に提供すること

磯部 ゆき江

◆ユネスコ公共図書館宣言と医療をめぐる変化

2022年に改定された「ユネスコ公共図書館宣言 2022」に、1994年版にはなかった「健康情報(health information)」という言葉が入った。「公共図書館の使命(Missions of the Public Library)」の一つに挙げられたのである。

「利用者の生活に影響を与える可能性のある研究成果や健康情報など、科学的知識の利用を地域社会に提供し、科学的進歩に関与できるようにする。」(仮訳)¹

また、「ユネスコ公共図書館宣言 2022」は「持続可能な開発目標(SDGs)」に貢献することも謳っている。SDGsの2030年までに達成すべき17の目標のうちの3番目が「すべての人に健康と福祉を」である。現在、図書館には地域社会に健康情報を提供する役割を果たすことが世界的に見ても期待されているのだ。

日本では1997年の医療法改正で、医師からの治療方針などについて十分な説明と患者の正しい理解に基づく同意が義務付けられた。患者の自主性が尊重される方向に医療の方針が変化し、患者には情報を理解し適切に判断することが求められるようになった。それとともに、2000年策定の「健康日本21 第1次」で、健康づくりを社会全体が支援し環境整備する基本方針が示され、2002年制定の健康増進法では、「教育活動及び広報活動を通じた健康の増進に関する正しい知識の普及、健康の増進に関する情報の収集、整理、分析及び提供」が国及び地方公共団体の責務とされた。2006年に制定されたがん対策基本法でも、国・地方自治体に対し、がん医療に関する情報を収集し、提供する体制を整備することを求めている。

◆公共図書館の健康情報提供サービス

日本の公共図書館では、医療や健康に関する分野は、専門性が高いことから、レファレンスサービスでは医療・健康相談に関わる回答は与えてならない、資料提供も慎重でなければならないとされ²、健康・医療情報の提供はどちらかと言えば守備範囲を超えるサービスとみなされてきた。しかし、人々が最も切実に欲している情報の一つが医療・健康情報であることは間違いなく、それに応じて健康情報を提供する図書館が近年増えてきた。背景は前述の治療方針などの説明と同意による要求の高まりを受けて公共図書館のいわば「課題解決支援サービス」の枠組みに健康・医療情報提供が位置づけられたことだろう。2005年に文部科学省から発表された「地域の情報ハブとしての図書館：課題解決型の図書館を目指して」では、医療関連情報の提供が公共図書館の取り組むべき<個人の自立化支援>する領域として位置づけられ、2012年の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」には、地域の課題に対応したサービスとして、「健康・医療」が挙げられた。

全国公共図書館協議会が2014年に実施した「公立図書館における課題解決支援サービスに関する実態調査報告書」³によると、健康医療情報に関するサービスは都道府県立図書館では42館(89.4%)、市区町村立図書館では552館(42.6%)が実施していた。現在はさらに多くの公共図書館で取り組まれている。

◆闘病記文庫と診療ガイドライン

いち早く健康医療情報提供サービスを開始した東京都立中央図書館が2005年に闘病記文庫を開設した。2006年には鳥取県立図書館でも開設し、その後多くの公共図書館が闘病記コーナーを設けている。タイトルからは病名がわからない闘病記を病名ごとに分類し配架する。患者自身の声が医療の中心となるなかで、図書館員や看護師などから構成された「健康情報棚プロジェクト」が闘病記を医療情報資源と位置づけて提供方法を提言し実践活動を行ったことが大きなきっかけとなった。

ただ、闘病記は科学的根拠に基づく資料とはいえない面がある。他方、診療ガイドラインは科学的根拠に基づいて最適と考えられる治療法を提示している。医師向けに書かれたものがほとんどだが、一般向けにわかりやすく解説されたものもある。筆者らが2017年に都道府県立・政令指定都市立図書館67館を対象に行った調査⁴によると、診療ガイドラインの所蔵状況は、「最新版が揃っている」は10館、「所蔵しているが古い資料もある」は39館、「ほとんど所蔵していない」が18館だった。積極的に収集提供している館とそうでない館でかなり差がある。また同調査で医療健康情報の収集提供についての課題を尋ねており、「収集・選書に幅広い医療健康情報に関する知識を要すること」を挙げた図書館が最も多く(61館)、選書に困難を感じていることも確認されている。



▲ 福井県立図書館の診療ガイドライン

◆行政・市民から期待される公共図書館の健康情報サービス

少し前は「図書館の活動が自治体職員にはまだ知られていない」「役所の担当部署の協力を得るのに苦労している」という声を聞くことが多かった。ところがここ数年は、むしろ外部から健康に関するイベントなど連携の呼びかけが図書館に提案されるようになってきている。特に誰もが罹るかもしれない病気は、国や自治体が対策を行いキャンペーンが張られ、市民に身近な図書館の情報提供・発信機能が期待される。そのような動きを次の三つの取組からみていきたい。

①がん情報

がん情報に関しては国立がん研究センターの活動⁵が特筆される。図書館と医療機関が連携したプロジェクトを進め、まず、2014-2015年に返子市、堺市、浦河町で、講演会や公開講座、ワークショップなどのイベントを行っている。続いて2016年からは九州・沖縄、北日本、東海・北陸、中国・四国、首都圏と全国の各ブロックで「図書館とがん相談支援センターとの連携ワークショップ」を開催した。がん相談支援センターと図書館との連携活動や各地域での医療・健康情報の充実など医療・健康情報支援の輪を広げる大きな効果をもたらしている。

また、同センターの全国の公共図書館等へがんの冊子のセット「がん情報ギフト」を寄贈するプロジェクトは2017年の開始から5周年を迎え、2022年11月現在、全国577の図書館に届けられた。地域の図書館が科学的根拠に基づく「がんの情報発信基地」となるための不可欠な資料となっている。今ではがん情報ギフトを中心に近隣の拠点病院、患者会のパンフレットを置く図書館が多く見られる。

②こころといのちの健康

日本は先進国のなかでは自殺が多い国だ。『令和3年版自殺対策白書』⁶によると、15～39歳の各年代の死因の第1位は自殺である。2016年の自殺対策基本法改正によりすべての都道府県及び市町村が「都道府県自殺対策計画」または「市町村自殺対策計画」を策定することとされた。計画策定に関する標準的な手順と留意点などをとりまとめた『都道府県(市町村)自殺対策計画策定の手引』⁷が2017年に作成され、そこに、「図書館は普段から活字に親しんでいる地域住民が集まる場であるため、ポスターやパネル等を展示して自殺対策や相談会等の広報啓発の場として有効です。また、自殺対策に資する「居場所(とりわけ子どもを対象とした)」としての機能を持てる場合もあります」と具体的にその活用が述べられている。各地の公共図書館では、9月の自殺対策強化月間を中心に、自殺対策やこころの健康に関するポスターやパネル展示、関連図書コーナー設置、パンフレット配布などの関連イベントが実施されている。

2022年度全国図書館大会の分科会では、コロナ禍でこころの健康が懸念されていたこともあり「いのちとこころの支援」が取り上げられた。白河市立図書館の「推し本コンテスト」は市の健康増進課から図書館との連携が提案され、久留米市立中央図書館の「こころの相談カフェ」は識者から立ち寄りやすい場所として図書館での設置が提案されたようだ。神戸市立中央図書館の「細川貂々『生きるのヘタ会?』当事者研究会の会」も漫画家の細川貂々さんが図書館で開催する意義を感じてのことである(同大会の出版流通分科会の口頭発表によれば、全国の公共図書館で最も多く所蔵されている漫画は、貂々さんの『ツレがうつになりまして』だという)。

③認知症

日本は諸外国に例をみない速さで高齢化が進んだ。2025年には団塊の世代(1947～49年生まれ)が後期高齢者となり、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが予測されている(「2025年問題」)。認知症は老若問わず誰でもなりうる脳の病気によって起きるが、加齢にしたがって有病率は上がる。国は2019年に2025年までを対象期間とする「認知症施策推進大綱」⁸を閣議決定した。

大綱では、図書館についても触れている。まず、認知症に関する正しい知識を持って、地域や職域で認知症の人や家族を手助けする「認知症サポーター」の養成を推進するとし、図書館職員もその対象に挙げられた。認知症の人と地域で関わる機会の多いことが想定されるためだ。そして「認知症に関する情報を発信する場として図書館も積極的に活用する。認知症コーナーを設置する等の先進事例を普及する」と図書館の活用を提起している。

2019年には、国や地方公共団体や各業界団体、認知症当事者らが一体となって認知症バリアフリーに取り組む「日本認知症官民協議会」が設立され、図書館からは公益社団法人日本図書館協会が参加した。厚生労働省から各団体に呼びかけられた9月の世界アルツハイマーデー及び月間の活動には、各地の図書

館の取組状況が報告されている⁹。資料展示やパネルやPOPの掲示、チラシ・パンフレットやブックリスト・パスファインダーの配布のほか、認知症サポーター養成講座は職員や市民を対象に実施されていた。連携先は庁内の担当部署のほか、地域包括支援センター、社会福祉協議会、認知症の人と家族の会、病院、大学などだった。寄せられた約600館もの事例をみると、認知症の取組について図書館への期待度はかなり高い。

なお、日本認知症官民協議会から『認知症バリアフリー社会実現のための手引き 図書館編』が今年度中に作成され公表されることになっている。

◆支え合う場としての公共図書館

公共図書館には乳幼児から高齢者まで幅広い世代が訪れる。情報とともに市民の交流の機会を提供することも公共施設としての重要な役割だ。その一つとしてライブラリーカフェがある。これはむろん図書館に併設される喫茶店ではなく、カフェのような雰囲気情報共有し、交流する場のことで、そのときどきの関心の高いテーマを選び、学び合う。サイエンスカフェや哲学カフェなどがよく知られている。そうした公共図書館の場の機能は、同じ病気や症状をもつ人同士の交流や支え合いの場としても有効である。患者やその家族など同じ立場の人が、病気のことを気軽に本音で語り合う患者サロンなどが図書館で行われるようになっている(がんカフェ、認知症カフェなど)。

図書館では一人で過ごすのもよい。さりげない場所に配置された闘病記コーナーに置かれたノートに自分の思いを綴る。そのようにして利用者を受けとめている図書館もある。また、例えば、認知症と診断されると、すべて忘れてすぐに何もできなくなるという誤ったイメージがあるため恐怖や絶望感に襲われる。しかし、認知症になってもできることは多くあるし仕事を続ける人もいる。そのような人との出会いによって前向きに自分らしく生きていくようになった人が増えている。図書館は当事者本人が体験や前向きな生き方を著した図書や情報を手に取りやすいように展示することで、社会の偏見をなくすことに貢献でき、当事者本人とその家族が希望をもって生きていくことを支援できるのである。

<注・参考文献>

1. 永田治樹. ユネスコ公共図書館宣言 2022(仮訳)および解説. https://www.miraitosyokan.jp/future_lib/lib_compass/no6/ (参照 2022-12-22)
2. 1961年に日本図書館協会公共図書館部会参考事務分科会で採択された公共図書館のレファレンスサービスの基準「参考事務規程」による。
3. 全国公共図書館協議会. 2014年度(平成26年度)公立図書館における課題解決支援サービスに関する実態調査報告書. <https://www.library.metro.tokyo.lg.jp/zenkoutou/report/2014/index.html> (参照 2022-12-22)
4. 磯部ゆき江ほか. 都道府県・政令市図書館の医療健康情報サービス. 現代の図書館. 2018, 通号226, p.83-103.
5. 国立がん研究センター. がん情報普及のための医療・福祉・図書館の連携プロジェクト. <https://www.ncc.go.jp/ipc/cancer-info/project/pub-pt-lib/index.html> (参照 2022-12-22)
6. 厚生労働省. 令和3年版自殺対策白書. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2021.html (参照 2022-12-22)
7. 自殺のない社会づくり市区町村会. 自殺対策計画策定のための手引き. <https://local.suicideprevention.jp/actionplan/204> (参照 2022-12-22)
8. 厚生労働省. 認知症施策推進大綱について. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000076236_00002.html (参照 2022-12-22)
9. 日本図書館協会. 認知症バリアフリー取組事例. <https://www.jla.or.jp/committees//tabid/945/Default.aspx> (参照 2022-12-22)

電子リソースを利用者・図書館が選択できる環境

永田 治樹

昨年長野県の「デジとしよ信州」という広域導入もあり、電子書籍サービスを展開している国内公共図書館数が三分の一を超えた¹。ただ、そのサービス状況を見ると一部の資料が電子書籍で使えるといった程度である²。国内出版社のコンテンツの供給状況、費用を要するサービス態勢整備や所蔵資料のデジタル化、またオープンな領域のコンテンツを利用につなぐポータル設定など、課題は多く、電子リソースのサービスがなかなか進展しない。だが、人々がパソコンやスマホで読書を楽しみ、調べものをしているデジタル時代にサービスがこのままというわけにはいきまい。図書館には、紙・印刷資料と同じように、電子リソースについても利用者にアクセスすることを保障する責務がある。

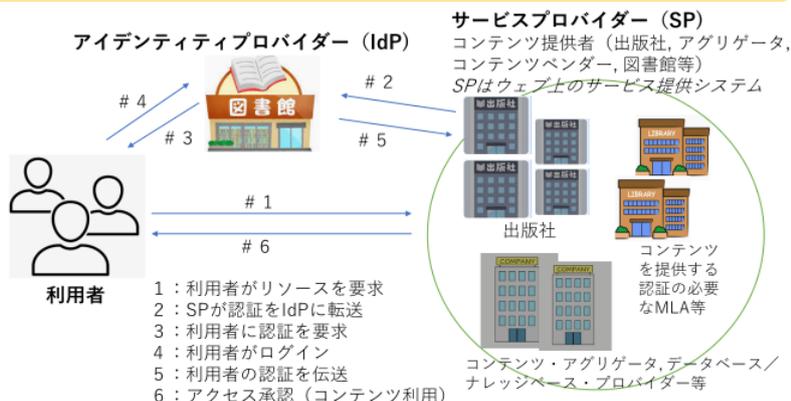
コロナ禍をきっかけに館外からの電子リソースのリモートサービスが急速に増大している。この状況でリモートアクセスの利用性向上が意識されるようになった。リモートサービスでは、ログイン（認証）というステップが必要となるが、いくつかのサービスをわたって利用するのに、サービスごとにいちいちログインせずにそれを一度で済ます方式（シングル・サインオン（SSO））ならば勝手がよい。しかし、これがうまくいったとしても、図書館が電子リソースへの十分なアクセスを提供していないという基本問題は別である。

所要経費や上述のコンテンツの供給状況など問題は種々あるが、国内の電子書籍に関してわが国の図書館の多くが出版社からのコンテンツを委ねられたプロバイダーと契約を交わし、その契約が1社のみで複数の契約が少ないことも気になる。このことが、図書館がその枠でしかコンテンツを入手できず、資料収集のプロセスを自ら狭めているという結果をもたらしているように思えるからである。

この制約は、図書館側だけではなく、コンテンツを提供する出版社側をも拘束する。当該プロバイダーを経由しなければ、そのコンテンツを図書館に配給できない（今ではほとんどの出版はデジタルで準備されているから、環境さえ整えば、中小出版社もコンテンツを適宜提供できる）。本来、出版社から図書館へは、供給が拡大しうる、制約のない流通態勢が望ましい。ネット社会はそうした取次コストを最小化できるはずだ。

そこでこの現状をどのように打開するのだが、実はその解答は技術的にはすでに出ている。電子コンテンツを提供してくれる出版社（コンテンツ・アグリゲータやその他情報提供機関を含む。それらを「サービスプロバイダー（SP）」という）と、ユーザー（図書館やその利用者）とを結びつける技術である。2002年に策定された SAML（Security Assertion Markup Language）³という規格に基づけば、サービスプロバイダーが自由に参入し、他方ユーザーを識別・認証するアイデンティティプロバイダー（IdP）を通じて、利用者までフェデレーション（連携認証）を展開することができる。シングル・サインオンも確保されている。

図「SAML シングル・サインオンの過程」は、複数のサービスをわたりユーザー認証を行うフェデレーション（連携認証）の概念図である。利用者が自分の図書館が契約している出版社のコンテンツを利用したいとして、それに要求を出すと、それ以降自動的に利用者の確認をし、アクセスが承認されるステップがたどられる。



Cf. Aaron Tay. Authentication, Authorization, and the Appropriate Copy Problems: Some Basic Concepts for Access Management of Library Resources. *Library Technology Reports*, 2022, Aug./Sept.

図 SAML シングル・サインオンの過程

このようなフェデレーションはすでに世界中で展開されており、国内でも国立情報学研究所の「学認」というフェデレーションが2010年度から運用を始めている⁴。さらに、それぞれのフェデレーションを取りまとめたもの（eduGAIN⁵）もある。しかしながら、公共図書館や比較的小規模の大学図書館、そしてコンテンツを提供する中小出版社にとって、学認への参加はそれぞれアイデンティティプロバイダーまたはサービスプロバイダーとしての求められる準備⁶、機器導入やシステム維持は負担かもしれない。

そこで、その代替策（場合によっては併用案）を紹介しようと、英国のJISC（もとは政府のエージェント、現在はNPO）のプロダクトであるOpenAthensのサービスをとりあげ、オープン・レクチャー「電子リソースの活用とリモートサービス」（EBSCO Japan社との共催）を行った⁷。OpenAthensの特長は学認などと同じくSAML認証だが、クラウドベースの柔軟なサービスであるため手軽に利用できる。さらにまたIPやプロキシ認証なども許容しているほか、各図書館には、各コンテンツの利用状況など出版社等に照会せずとも、経営上必要な情報が即座に取り出せるという特長もある。

達成したいことは、紙・印刷資料の流過程がそうであったように、図書館が自由に資料を調達できる体制と、また利用者の使い勝手のよいサービスインタフェースである。各図書館は言い分を主張し、新たな工夫に挑んでほしい。

OpenAthensは、国内で利用できる。関心のある方は、本紙1ページ目に掲載されているURL・QRコードからオープン・レクチャーの模様を視聴できるのでご覧いただきたい。

<注・参考文献>

1. 電子出版制作・流通協議会. 電子図書館（電子書籍サービス）実施図書館（2022年10月01日）. https://aebs.or.jp/Electronic_library_introduction_record.html (参照 2022-12-17)
2. 間部豊. 公立図書館における電子図書館サービスの質的調査とその分析・考察. <https://www.nal-lib.jp/wordpress/wp-content/uploads/2022/03/mabe.pdf> (参照 2022-12-17)
3. Wikipedia. Security Assertion Markup Language. https://en.wikipedia.org/wiki/Security_Assertion_Markup_Language (参照 2022-12-17)
4. 「学認フェデレーションとは、学術 e-リソースを利用する大学、学術 e-リソースを提供する機関・出版社等から構成された連合体」。大学図書館や比較的小規模の大きな出版社等が参加している。
5. 林豊, 相沢啓文. 学認+eduGAIN でリモートアクセスの選択肢が広がる. カレントアウェアネス-E. 2021.11.25, (425), E2447. <https://current.ndl.go.jp/e2447> (参照 2022-12-17)
6. 例えば学認の「技術ガイド」 <https://www.gakunin.jp/technical> (参照 2022-12-17)
7. OpenAthens. <https://www.openathens.net> (参照 2022-12-17) EBSCO & OpenAthens. <https://www.ebsco.com/ja-jp/products/ebsco-openathens> (参照 2022-12-17)

